平成28年度

中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業等認定事業募集案内

1 応募要件

（1）中央区内に事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等
（2）労働関係法令が遵守されていること及び認定企業とするに社会通念上ふさわしくないと判断される問題を現に起こしていないこと。
（3）その業態が公序良俗に反していないこと。

2 対象となる取組内容

（1）仕事と子育て・介護の両立支援に取り組んでいる。
（2）長時間労働の削減などに取り組み、働きやすい職場作りを行っている。
（3）従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組んでいる。

3 認定の基準

（1）経営者と従業員が共に取り組んでいる。
（2）取組の内容・制度等が社内に周知されている。
（3）取組の内容・制度等の利用実績がある。

4 応募方法等

（1）申請書の入手方法
次のいずれかの方法により入手してください。
（ア）中央区女性センターホームページよりダウンロード
http://bouquet21.genki365.net/
（イ）電話にて申請書を請求
中央区総務部総務課女性施策推進係
電話 03－5543－0651（女性センター内）
（2）申請書の提出
下記のあて先へ持参または郵送してください。
〒104-0043　中央区湊１－１－１
中央区立女性センター「ブーケ21」内
中央区総務部総務課女性施策推進係
（3）応募された書類等は、返却いたしません。
あらかじめご了承ください。

5 募集期間

平成28年７月11日（月）～
平成28年12月20日（火）【必着】

6 審査について

（1）事前訪問調査
区が委託するコンサルタントが応募企業を訪問し、申請内容の確認及び取組状況、労働関係法令の遵守状況等ヒアリングを行います。
（2）取組内容審査
区が設置する審査会で審査を行います。
（3）認定企業決定
上記（1）（2）を踏まえ認定企業を決定します。
（4）その他
（ア）審査にあたり、追加して資料提出やヒアリング等をお願いする場合があります。
（イ）提出書類やヒアリングの内容が事実と異なっている場合は、認定を取り消すことがあります。

7 認定企業の公表等

（1）認定企業の発表
平成29年３月上旬以降に認定企業を決定予定です。
応募企業へは個別に通知します。
（2）認定式
平成29年４月（予定）に認定式を行います。

8 認定期間等

認定から２年間です。
その後も申請により２年ごとの更新となります。

9 認定のメリット

（1）認定企業を区のおしらせ等で公表するほか、女性センターホームページに取組内容をはじめ企業紹介等を掲載します。
（2）認定企業は、中央区商工業融資の融資利率優遇を受けられます（別途審査あり）。
（3）認定企業は、区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名等の優遇の適用を受けられます。

10 問合せ先

中央区総務部総務課女性施策推進係
住所：中央区湊１－１－１
中央区立女性センター「ブーケ21」内
電話：03－5543－0651